

交通安全情報

交通企画課発行



● 県内の交通事故発生状況（令和6年9月末）

	発生件数	死者数	負傷者数
熊本県内の交通事故発生状況	2,155件(-199件)	39人(+14人)	2,654人(-298人)
上記のうち、 自転車が関係した交通事故	316件(-43件)	4人(+3人)	314人(-54人)
「中学生」が乗車する自転車が 関係した交通事故	33件(-16件)	0人(±0人)	33人(-16人)
「高校生」が乗車する自転車が 関係した交通事故	76件(-4件)	0人(±0人)	78人(-4人)

※ 前年同期比の数値を()内に記載しています。

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車で乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※禁止中の行為は別添付

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転および帮助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車への提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反：5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、道側路切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化



令和6年11月1日 道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察

熊本県警察